

第 4 3 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 8 年多摩市条例第 5 4 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

国

2 損害賠償額

1, 7 3 5, 6 0 0 円

3 損害賠償の理由

下水道事業の消費税及び地方消費税について納付税額が不足していることが判明したことにより、令和 6 年 1 月 2 5 日付けで消費税等の修正確定申告に併せて不足額の納付を行った。不足額にかかる延滞税について日野税務署より通知があったため、納付遅滞に伴う延滞税を納付する。